

西部

海区短信

Vol. 6

青森県海区漁業調整委員会事務局

平成22年6月22日



はじめに

第19期16回西部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）前田、工藤、後藤、成田、中川、阿部、川山、古川、森、角田、立石、末永、野坂
欠席委員（敬称略）西崎

開催日時：平成22年6月15日（火） PM 1：30～

開催場所：青森市 アラスカ会館 2階「ガーネットの間」

議 題

1. 青森県日本海海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業制限について（決定）

青森県日本海海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について、この度、県農林水産部長及び西北水産振興会会長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

また、平成21年度 日本海沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の委員会指示に係る操業実績について、以下のとおり報告がなされました。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| （1）承認隻数 | 130隻 |
| （2）操業実隻数 | 92隻 |
| （3）承認期間 | 平成21年7月1日から平成21年12月31日まで |
| （3）漁獲数量及び漁獲金額 | 273トン、388百万円 |

【委員会指示（案）の内容】

1 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合はこの限りでない。

（1）制限海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

（2）制限期間

平成22年7月1日から同年12月31日まで

2 操業の承認

1において、総トン数20トン未満の動力漁船を使用してまぐろはえなわ漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに、委員会が別に定める平成22年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）により承認を受けなければならない。

（1）承認海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

(2) 承認期間

平成22年7月1日から同年12月31日まで

(3) 承認の申請期間

委員会指示発動の日から操業着手十日前まで

(4) 承認対象者

平成19年から平成21年までの間において、委員会による西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示の届出又は承認に基づき操業し、まぐろの漁獲実績を有する者

委員会が特に認めた者

(5) 承認証の交付

委員会は、承認したときは、まぐろはえなわ漁業操業承認証（様式第2号）を交付する。

(6) 承認の取消

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消することができる。

(7) 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、他種漁業を営むものとの間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。なお、協定締結当事者は、各漁業を営むもので構成する団体の代表者とする。

承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要と認めるときには、当該漁業者間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。

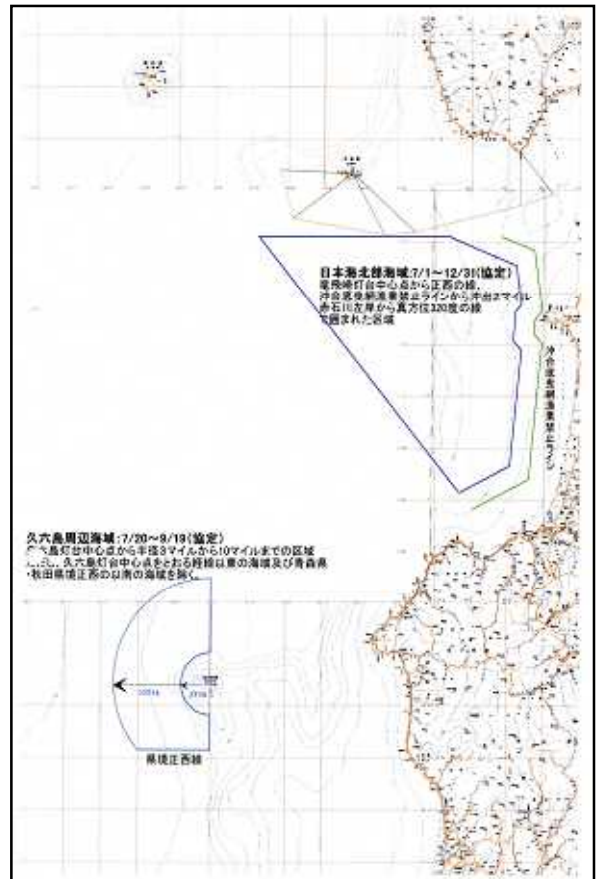
承認を受けた者は、当該漁業を操業しようとするときは、当該船舶に承認証を備え付けておかななければならない。

承認を受けた者は、当該漁業の操業期間中標識（様式第四号に承認番号を記載したもの）を当該船舶の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、一の制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

承認を受けた者は、当該漁業終了後三十日以内に漁獲成績報告書（様式第七号）を委員会に提出しなければならない。

承認を受けた者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した時は、これに従わなければならない。



《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

2. 西部海区漁業調整委員会指示第2号に基づくいかつり漁業の新規操業承認について（決定）

去る平成22年2月26日付けで発動されました西部海区管内におけるいかつり漁業の操業承認に関して、この度、奥戸漁業協同組合長から新規1隻の操業承認要望があり、当委員会において審議を行われた結果、認めることに決定しました。

【承認要望の内容】

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 要望者 | 奥戸漁業協同組合所属組合員 |
| (2) 総トン数及び馬力数 | 4.9トン、D90ps |
| (3) 根拠地港 | 小泊港 |
| (4) 装 備 | いか釣り機8台設置予定、集魚灯光力18kw |

3. 平成22年度全漁調連通常総会の結果概要等について（報告）

去る5月20日に、東京都内のホテルアジュール竹芝で開催されました平成22年度通常総会（第46回）の結果概要等について、以下の報告がなされました。

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会（以下「全漁調連」という。）会則の一部改正が承認され、年会費が2万円減額されて年額16万円となりました。
- (2) 平成22年度における全漁調連として、国へ要望する協議事項が決議されました。なお、決議された協議事項は以下の5項目となっております。
 - 海区漁業調整委員会制度について
 - 沿岸漁場の秩序維持について
 - 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整等について
 - 外国船問題等について
 - 漁業者の安全操業の確保について
- (3) 通常総会終了後に開催されました海区漁業調整委員会60周年記念大会において、本委員会の西崎委員、後藤委員、富田委員、森委員に対して、水産庁長官感謝状が授与されました。

次会の開催予定

開催時期	9月上旬	開催場所	青森市内
------	------	------	------

おわりに

先般、あるテレビ番組で「CAS」冷凍システムという従来と異なる冷凍技術が開発され、同システムは食の世界の常識が変えていくということが紹介されました。同システムは、冷凍庫内の磁場で水分子を振動させることにより素材の細胞を破壊せずに急速冷凍する技術で、細胞膜が壊れないため、アミノ酸や微量元素などの「旨み成分」を閉じ込めたままの冷凍が可能となる。従来の冷凍方法では、氷結することによる体積の膨張により細胞が破壊されてしまい、解凍後に水分とともに細胞内の栄養が流れ出し（ドリップ）、旨みが損なわれて美味しくない、食感が悪くなるなど食品の味を落としていたが、CASは、限りなく生に近い鮮度で蘇える、素材の新鮮さと美味しさを再現することが可能となることでした。（CASは「Cells（細胞）Alive（生きている）System（システム）の略）

本県は本州最北端という地域的ハンディがあるが、りんご、ホタテガイ、ヒラメなど美味しい豊富な農林水産物に恵まれていることから、それらを採れたての美味しい状態で、そのまま長期冷凍保存が出来れば、味で勝負に勝るとともに、周年にわたって大手スーパー等へ安定供給が可能となることから、現在、県が進めている農林水産業の6次産業化に向けて、このCASシステムの利活用した新たな産業の創出等について検討してみる必要があるのではないかと考えます。（文責 山口）

連絡先 青森県海区漁業調整委員会事務局 TEL：017-734-9851 FAX：017 734 8166
